

監査報告書

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社
理事長 比留間 寿昭 様

2020年 5月20日

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社

監事 木下五男 

監事 田中茂義 

私たち監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第99条第1項の規定並びに公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社監事監査規程第8条第2項並びに第3項の規定に基づき、2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度に係る財務書類及びその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）並びに財産目録並びに理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私たち監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、年間を通して情報の収集及び監査の環境の整備に努めてまいりました。また、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受けてまいりました。

このたび決算監査を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から在宅による監査を実施いたしました。理事長から提出された決算監査資料を基に、確認したい点の質問書を送付し、回答を頂く方法、また必要に応じて関係帳票の写しを送付してもらう方法で実施し、公社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該監査対象期間に係る計算書類等並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 公社の事業報告及びその内容については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示

しているものと認めます。

- (2) 会社の採用する会計処理の原則及び手続並びに上記計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款等に違反する重大な事実がないと認めます。
- (4) 内部統制システムの整備に関する理事会決議等及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

3 財産目録に対する監査意見

会社の2020年3月31日現在の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った結果、財産目録は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認めます。

4 後発事象

なし